

夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和4年7月12日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、現在、新規感染者数が全国的に上昇傾向に転じており、今後、人との接触の機会の増加等が予想されること、オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から感染者数が更に増加することも懸念されています。

各学校においては、このような中で夏季休業を迎えることとなりますが、夏季休業を見据えて、また、夏季休業期間中において御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

なお、本事務連絡は現時点での知見等に基づくものであり、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、改めて情報提供を行うことも考えられますので、予め御承知置きください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管

課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

文部科学省において、学校における感染症対策の参考として作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）は、主として、学校教育活動が実施されている学期を念頭に置いたものとなりますが、夏季休業期間中においても、部活動や登校日における対策、子供の居場所における対策との連携など、感染症対策を継続することが必要となります。このため、夏季休業に向けて、改めて学校衛生管理マニュアルや関係の通知・事務連絡等を御確認いただくとともに、特に以下の事項に留意し、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

1. 部活動における対策について

中学校や高等学校等においては、同一の部活動内における感染事例が複数報告されています。

このため、夏季休業期間中における部活動の実施に当たっては、活動中だけではなく、それ以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時のほか、部活動前後での集団での飲食や移動時など、地域の感染状況に応じて必要な感染対策を講じるとともに、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドライン等も踏まえた対応をお願いします。

また、夏季休業期間中には、様々な大会やコンクールへの参加や、練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施を行うことも想定されますが、その場合にも、主催団体や顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組むことが必要です。

2. 学校プール等の開放に当たっての感染対策について

プールにおいては、水を介した感染リスクは低いと考えられていますが、会話や接触による感染リスクを避けるため、大勢で密な状態とならないよう注意が必要です。また、手洗い場所や更衣室、休憩スペース等においても、以下のガイドライン等を参照の上、必要な感染対策を講じるようお願いいたします。

(参考)

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月16日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

3. 登校日における対策について

夏季休業期間中に登校日を設定する場合には、通常の授業日と同様、学校衛生管理マニュアルを参考に、登下校時を含め、基本的な感染対策の継続・徹底をお願いします。

4. 熱中症事故の防止について

夏季休業期間中は、気温や湿度、暑さ指数が高くなることが想定され、特に熱中症のリスクが高くなることから、幼児児童生徒に対して熱中症の危険性を適切に指導するとともに、1. 及び2. に掲げる場面を含めて、学校衛生管理マニュアルのほか、以下の通知・事務連絡等も参考に、必要な対応を取るようお願いします。

(参考)

- ・熱中症事故の防止について（依頼）（令和4年4月28日付け通知）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/220428jikoboushi.pdf>
- ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（令和4年5月24日付け事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・夏季における児童生徒のマスクの着用について（令和4年6月10日付け事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

5. 家庭との連携について

文部科学省に報告のあった幼児児童生徒の感染経路としては「家庭内感染」の割合が高い状況が続いており、感染拡大の防止のためには、各家庭における取組が重要となります。

このため、政府が公開しているポスター・チラシ等も活用しながら、夏季休業期間中の過ごし方について、基本的な感染対策を継続する、体調不良が見られる場合には1. 及び2. に掲げる場面を含めて自宅で休養するなど、保護者に対して理解と協力を呼び掛けるようお願いします。

(参考)

- ・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP
<https://corona.go.jp/>

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○部活動に関すること
スポーツ庁地域スポーツ課(内3953)
文化庁参事官(芸術文化担当)付(内2832)

○学校プール等の開放に関すること
スポーツ庁参事官(地域振興担当)付(内3773)

○熱中症事故の防止に関すること
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係(内2966)